

平成26年8月27日
住友生命保険相互会社

スチュワードシップ活動の状況および議決権行使ガイドラインの考え方について

住友生命保険相互会社（代表取締役社長 橋本 雅博）は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受入表明を行っております。

以下のとおり、当社のスチュワードシップ活動の状況（対話・議決権行使の実施状況）に関しご報告するとともに、当社の議決権行使の考え方をお知らせいたします。

1. 対話の実施状況

当社は、投資先企業との対話を重視し、株式価値向上を重視した経営を投資先企業に促すための対話を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善を働きかけています。

平成25年7月から平成26年6月に開催された株主総会に関しては、以下のような投資先企業に対して対話を行い、問題の背景や今後の取組みの方向性等を確認した上で、当社の考え方を伝えております。

対話を行った結果、一部の投資先企業では当社の要望が受け入れられ、増配や買収防衛策の内容修正が実現しております。

<対話を行った投資先企業の例>

- ▶ 長期にわたり業績不振や無配が継続している企業
- ▶ 重大な法令違反等があった企業
- ▶ 内部留保が潤沢であるにもかかわらず配当性向の水準が低い企業
- ▶ 株式価値を損なうおそれのある買収防衛策の導入や更新を行う企業
- ▶ 種類株式発行枠の新設を行う企業
- ▶ 会計監査人が継続企業の前提に重要な疑義を表明している企業

2. 議決権行使の実施状況

当社では、対話の内容や問題への取組み状況等も踏まえた上で個別に議案を検討する中で、対話を行っても問題が改善されない場合、株主価値毀損のおそれが高いと判断される場合等には、不賛同の意思表示を行っております。

平成26年6月までに開催された株主総会では、次頁の議案について不賛同の意思を表明しました。

<議決権行使における不賛同の事例>

- ▶ 長期にわたり業績不振や無配が継続しており、業績面で改善の兆候が見られない企業の取締役選任議案
- ▶ 社会的な影響の大きい不祥事により、株式価値を損なった企業の取締役選任議案
- ▶ 配当余力を有している一方で数期にわたり低配当となっており、対話を行っても株主還元の強化がなされなかった企業の剰余金処分議案
- ▶ 監査役に対してストックオプション（新株予約権）を付与する議案
- ▶ 買収者に金員等を交付する可能性がある買収防衛策の導入・更新に関する議案

3. 「議決権行使ガイドライン」の考え方

当社が独自に制定した「議決権行使ガイドライン」に則り、投資先企業の業績・財務状況、資本政策、株主への利益還元姿勢、法令遵守体制等の観点から個別に検討が必要な議案を選別します。選別された議案については、対話の内容や問題への取組み状況等も踏まえた上で個別に賛同・不賛同の判断を行っています。

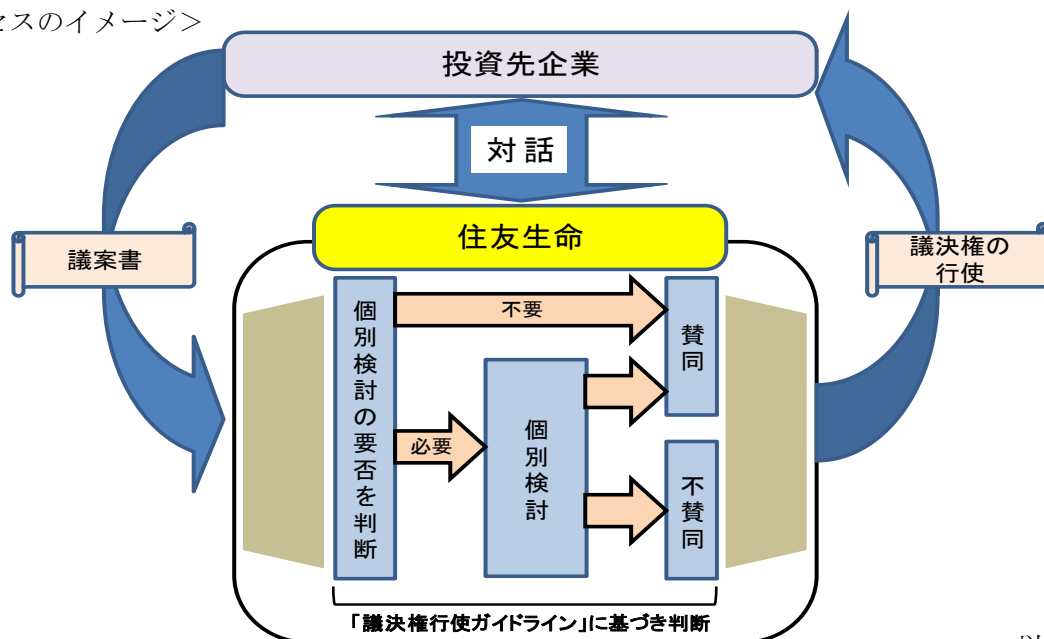
主な検討項目毎の「議決権行使ガイドライン」の考え方は以下のとおりです。

※下線部分の考え方については平成26年10月より適用します。

主な検討項目	考え方
取締役選任	赤字や無配が続いている企業については、実効性のある業績改善策が策定され実行されているか、今後業績の改善や配当の実施が見込めるかといった観点から検討を行います。
	法令違反等の企業不祥事があった企業については、事案の重大性や財務面への影響等を踏まえたうえで、発生原因の究明はなされているか、責任の所在は明確になっているか、再発防止のための適切な取組みがなされているかといった観点から検討を行います。
	<u>上場企業において社外取締役が選任されていない場合は個別に検討します。</u>
	<u>上場企業において社外取締役の再任候補者の取締役会への出席が不十分な場合、原則として不賛同とします。</u>
監査役選任	<u>法令違反等の企業不祥事があった企業については、監査役が十分に監査機能を発揮していたかといった観点から検討を行います。</u>
	<u>法令違反等の企業不祥事があった企業で、社外監査役候補者の独立性が十分でないとは判断される場合は、社外監査役としての適格性を備えているかといった観点から特に慎重に検討を行います。</u>
	<u>社外監査役候補者の取締役会と監査役会への出席が不十分な場合、原則として不賛同とします。</u>
役員報酬等	<u>赤字や無配が続いている企業等で、取締役の報酬額を引き上げる場合、取締役に退職慰労金または賞与を支給する場合は、いずれも原則として不賛同とします。</u>
	<u>社外監査役に対する退職慰労金の支給は、監査機能を弱めるおそれがあるため、制度廃止に伴う打切り支給を除き、原則として不賛同とします。</u>

剰余金処分	配当余力があるにもかかわらず、配当性向の水準が極めて低位となっていないかといった観点から検討を行います。
自己株式の取得	特定の者からの自己株式の有償取得の場合は、株式価値を大きく損なう内容でないかといった観点から検討を行います。
新株発行	妥当な資金ニーズがないにもかかわらず新株発行を行っていないか、発行条件が既存株主にとって著しく不利なものでないかといった観点から検討を行います。
ストックオプション	ストックオプションの付与対象者が適切かどうか、発行条件が既存株主にとって著しく不利なものでないかといった観点から検討を行います。 <u>なお、監査役に対するストックオプションの付与は、監査機能を弱めるおそれがあるため、原則として不賛同とします。</u>
合併・株式交換等	合併や株式交換等の目的は妥当か、合併比率等に客観性があるかといった観点から検討を行います。
種類株式発行 枠の新設・変更	種類株式発行の目的は妥当か、発行条件が既存株主にとって著しく不利なものでないかといった観点から検討を行います。
買収防衛策	買収を行おうとする者に金員等を交付する可能性がないかという観点から検討を行います。 <u>社外取締役が選任されていない企業で、買収防衛策が以下のいずれかに該当する場合は、買収防衛策の発動に関し恣意的な運用が行われるおそれがないかといった観点から検討を行います。</u> ・独立委員会が買収防衛策発動の是非等を取締役会に勧告する仕組みになっていない。 ・買収防衛策の発動プロセスにおいて一定の場合は株主意思確認総会を開催することが明示されていない。
株主提案	提案の内容が株式価値向上に寄与するものであるかといった観点から検討を行います。

<プロセスのイメージ>



以上